

第5章

法人税申告書の チェックポイント

1 法人税申告書の内容

法人税申告書（別表）は企業の様々な情報が記載されていることから、企業の実態把握に役立ち、さらに、決算報告書との整合性を確認することにより財務粉飾をチェックすることができます。

別表には1～18まで様々なものがありますが、中小企業の与信審査に使用するのは別表1～16のうち、おもに以下の部分です。

図表5-1 法人税申告書（別表）でチェックすべき項目

別表	内容
1	<ul style="list-style-type: none"> ●基本情報 納税地、法人名、代表者、代表者住所、事業種目、資本金、事業年度、法人税申告書の種類、税理士法30条・33条の2の書面提出の有無など ●法人税額・地方法人税額の計算 所得金額、法人税額、翌期に繰り越す欠損金などの計算
2	<同族会社等の判定> <ul style="list-style-type: none"> ●同族会社の判定 ●株主構成、株主の住所、氏名、続柄、株

別表	内容
	式数
4	<所得の金額の計算> <ul style="list-style-type: none"> ●当期利益を調整し所得金額を計算
5(1)	<利益積立金額・資本金等の額の計算> <ul style="list-style-type: none"> ●税務上の純資産額である利益積立金額と資本金等を計算
5(2)	<租税公課の納付状況等> <ul style="list-style-type: none"> ●法人税、住民税、事業税の納付状況、経理処理の状況
7(1)	<欠損金・災害損失金の損金算入等> <ul style="list-style-type: none"> ●所得から差し引くことができる欠損金の内訳と当期控除額、翌期繰越額
11(1)	<個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入> <ul style="list-style-type: none"> ●不良債権である個別評価金銭債権の内容、貸倒引当金の繰入額、繰入限度額の計算
16	<減価償却資産の償却額> <ul style="list-style-type: none"> ●減価償却資産の内容、償却限度額、当期償却額、償却不足額、償却超過額 16(1)：定額法による償却額の計算 16(2)：定率法による償却額の計算 16(6)：繰延資産の償却額の計算 16(8)：一括償却資産の損金算入

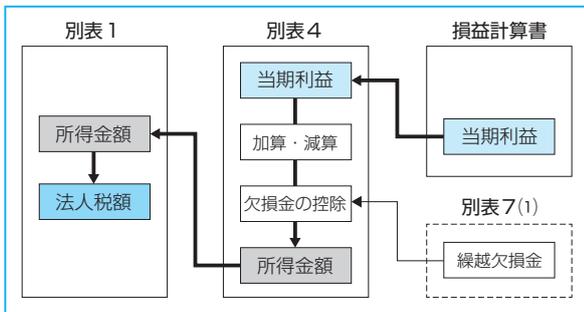
2 法人税計算の全体像

法人税がどのようなプロセスで計算されるか、まずはその全体像を確認しておきましょう。

法人税は、会社の「儲け」に対してかかる税金です。

しかし、会計上の儲けである「当期利益」と税法上の儲けの「所得金額」は別物です。

図表5-2 法人税の計算



図表5-3 別表4の例

損益計算書

税引前当期純利益	3,107,601
法人税、住民税及び事業税	282,386
当期純利益	2,825,215

所得の金額の計算に関する明細書		事業年度	31・4・1	法人名	株式会社○×商事
区	分	金額	金額	金額	金額
当期利益又は当期欠損の額	1	2,825,215	円	2,825,215	円
損金控除	2				
加	3				
損金控除	4	282,386	円	282,386	円
減	5				
加	6				
減	7				
加	8				
減	9				
算	10				
小	11	282,386	円	282,386	円
減	12				
加	13	85	円	85	円
減	14	80	円		
加	15				
減	16				
加	17				
減	18				
算	19	82	円		
小	20				
計	21	247	円	85	円
戻	22	3,107,354	円	3,107,516	円
加	23				
減	24				

別表四 平三十一・四・一以後終了事業年度分

そこで、別表4では損益計算書の当期利益を先に置いて、それに調整（加算・減算）を加えて所得金額を算出します（図表5-2）。

所得から差し引くことができる繰越欠損金（別表7(1)に記載）が残っている場合は、最後にその金額を控除して、所得金額を算出します。

別表4の所得金額は、別表1に転記され、それをもとに法人税額が計算されます。

図表5-2からわかるとおり、別表4は利益と所得をつなぐ書類です。

3 別表4の読み方

(1) 中小企業の特徴

別表4をしっかりと読むことによって、決算書では窺い知れない、企業の実態が判明する場合があります。

別表4の一番上の「当期利益又は当期欠損の額」には、損益計算書（P/L）の当期純利益（または当期純損失）が記入されます。

別表4とP/Lとの整合をチェックする必要がありますが、この箇所が一致しないことは、減多にありません。もし一致しないなら、そこには何かの事情が隠されています。たとえば、税務署用と銀行用で2種類の決算書を作成しているなど、です。

別表4では、その下の加算・減算欄で、当期利益を調整して税務上の所得金額を計算します。

しかし、図表5-3に掲げた別表4の例をみてください。

ほとんど目立った調整が行なわれていません。

じつは中小企業の多くが、図表5-3のような加算・減算調整の少ない別表4を作成しています。

なぜなら、最初から加算・減算の必要がない税務基準で決算書を作成しているからです。

税務基準で決算書を作成することを一般に「税務会計」と呼びます。

この税務会計の慣行が、中小企業の決算書の数値を歪める一因になっています。

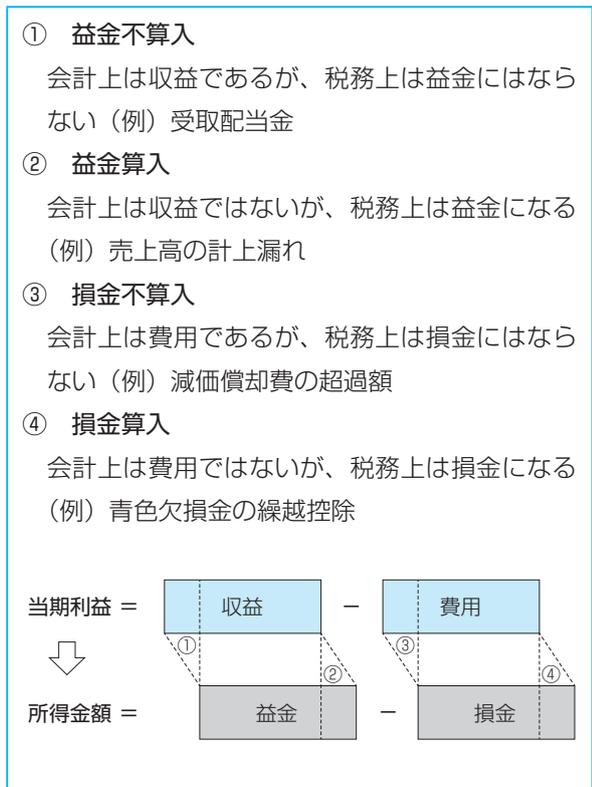
(2) 別表4の加算調整がもつ意味

当期利益は「収益－費用」、所得金額は「益金－損金」で計算されます。

収益と益金、費用と損金は似て非なるもので、完全一致しません。会計と税法では考え方が異なるからです。

当期利益と所得金額の違いは、次の4パターンに分かれます。

図表5-4 当期利益と所得金額の違い



このうち最も重要なのは「③損金不算入」です。損金不算入の費用を、P/Lで費用計上しない点に、中小企業の決算書の特徴があるからです。

「税務会計」が税金の計算を目的とするのに対し、「財務会計」は外部の利害関係者に対する経営状況の開示を目的にします。

財務会計では、企業会計原則などの基準に従って、保守的に利益を計上します。収益は控えめに計上し、費用は細大もらさず計上するようにします。

図表5-5をご覧ください。

財務会計を重視する上場企業等は、損金不算入の費用を会計上の費用としてP/Lに計上するので、別表4の加算調整項目が多くなります。

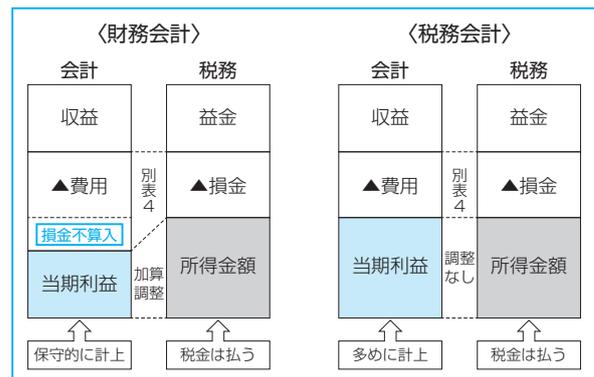
一方、税務会計の中小企業は、損金不算入の費用をP/Lに計上しないので、別表4での調整が少なくなります。

所得金額は両者同じで、どちらに転んでも同じ金額の税金を払うことになります。

しかし、会社としての信用力が高いのは、税務会計ではなく財務会計の会社です。

決算書の数字が保守的に計算されているということは、それだけ会社の内容に自信があるわけです。さらにそれは、正しい数字に基づいた公明正大な経営姿勢を表わしているからです。

図表5-5 財務会計と税務会計の違い



(3) 評価損と別表4の関係

具体例で確認しましょう。

【C社の事例】

C社は、市場環境の急変で値下がりした不良在庫を抱え、今後、在庫処分を進めると最大で5000万円の損失計上が見込まれる厳しい状況にあった。

社長は、次の決算で棚卸資産評価損5000万円を計上して、膿を出してしまったほうがよいかについて、顧問税理士に相談した。

顧問税理士からは、「棚卸資産評価損を損金に算入するのは、いろいろ条件があって難しい。それでもやるというなら、有税処理になってしまうが、よいか？」と否定的な回答が返ってきた。

社長は「棚卸資産評価損を計上しても、節税にならないのか。となると、決算内容が悪くなるだけで、メリットはほとんどない。決算書の数字が悪いと、銀行の評価にも響きそうだし、計上は見送ることにしよう」と結論づけた（図表5-6）。

文中にある「有税処理」とは、会計上の費用が損金にならない“損金不算入”によって資産を償却することです。この場合、棚卸資産評価損を計上して、棚卸資産の簿価を切り下げる（＝償却する）わけですが、評価損は一定の要件を満たさない限り損金として認められません。

有税と聞くと、新たに税金がかかるような気がしますが、実際には「損金にならない」という意味なので注意しましょう。

評価損の計上を見送ったC社は、棚卸資産に5000万円の含み損を抱えることになります。

この例からもわかるとおり、損金不算入の費用を計上しない税務会計は、B/S中の不良資産の“塩漬け”につながります。

不良資産の塩漬けを回避するには、有税処理が必要です。しかし、有税処理で内容が悪くなった決算書を金融機関がどうみるか？ここに中小企業の悩みがあります。

(4) 減価償却費と別表4の関係

減価償却費は、税法であらかじめ損金にできる上限額が決まっています。

たとえば、8000万円で買った設備の法定耐用年数が10年なら、減価償却費として損金になるのは800万円（8000万円÷10年）までです。

しかし、「この設備は8年しかもたない。10年かけて償却するのは不健全」と考える会社は、8年で償却しようとしています。

その場合、P/Lに減価償却費1000万円（8000万円÷8年）を計上しますが、税法上、損金になるのは800万円だけです。

差額の200万円に減価償却超過額として、別表

図表5-6 評価損を計上するとどうなるか？

科目		2020年	科目		2020年	科目		2020年
売上高			現預金			買掛金		
期首棚卸高			売掛金			その他		
当期仕入高			棚卸資産	△5,000	流動負債			
期末棚卸高(△)			その他		長期借入金			
棚卸資産評価損*	+5,000		流動資産		固定負債			
売上原価	+5,000		有形固定資産		負債合計			
			無形固定資産		資本金			
			投資等		利益剰余金	△5,000		
			固定資産		純資産合計	△5,000		
当期純利益	△5,000		資産合計	△5,000	負債・純資産合計	△5,000		

*内容によって、営業外費用、特別損失に計上

区分	総額
当期利益又は当期欠損の額	△5,000
加算	
棚卸資産評価損否認	5,000
小計	5,000
減算	
小計	0
所得金額	0

損金不算入

所得は減らない



決算内容が悪くなるだけでは？

図表5-7 減価償却超過額はどうか？

科目		A社	B社
売上高			
売上原価			
売上総利益			
人件費			
減価償却		800	1,000
その他			
販売管理費			
営業純利益			
当期純利益		△800	△1,000

科目		A社	B社
現預金			
売掛金			
商品			
その他			
流動資産			
有形固定資産		△800	△1,000
無形固定資産			
投資等			
固定資産			
資産合計		△800	△1,000

		A社	B社
当期利益又は当期欠損の額		△800	△1,000
加算			
減価償却超過額			200
小計			0
減算			
小計			0
所得金額		△800	△800

B社の決算書は実態を表わしている

損金不算入

所得金額は同じ

4で加算修正されるので、A社とB社の所得金額は同じです。

10年で償却するA社と、8年で償却するB社を比べると、やはりB社の決算書のほうが信憑性は高いといえます（図表5-7）。

設備が使えなくなる8年後、B社が償却を完了しているのに対し、A社には2年分の未償却残（1600万円）が残っています。A社はその時点で、固定資産除去損など、特別損失の計上を迫られることになるでしょう。

(5) 別表4の評価

別表4では特に調整項目に注目します。

加算調整をしっかりと行なっているのは、中小企業でもやや規模の大きい会社か、大企業の子会社

図表5-8 別表4から経営者の心理を想像する

		2018	2019	2020
加算	××××	×××	×××	×××
	××××	×××	×××	×××
	××××	×××	×××	×××
	有価証券評価損否認	0	0	4,820,000
	雑損失	0	0	1,523,000
	小計	×××	×××	×××

何を意味しているか？

が多いでしょう。

ただし、中小・零細企業でも、別表4での調整を行なうことがあるので、それを見逃さないことが重要です。

たとえば、これまで加算調整が少なかった会社が、有税処理を行なっている場合は、B/Sの不良資産を有税でもいいから減らしておきたいと経営者は考えたわけですよ。

業績が好調だからそう考えたの

でしょうが、その後ろには、もっと大きい不良資産が隠れているのかもしれない。

こんなふうに、有税処理が何を意味しているか、経営者の心理を想像して見るのが重要です。

また、別表4から粉飾が判明する場合があります。たとえば、金融機関の目に触れないよう、他の勘定科目に紛れ込ませていた不良資産を有税処理した場合などです。

4 別表7(1)のチェックポイント

別表4では、別表7(1)に繰越欠損金の記載がある場合、その金額を控除します。

欠損金を控除した後の所得金額が最終行に記載され、別表1につながります（図表5-9）。

図表5-9 別表4からのつながり

37	37
38	38
39	3,107,434
40	△ 2,110,000
41	997,434
42	△
43	△
44	△
45	△
46	△
47	997,434

別表1

青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額は、次年度以降に繰り越され、所得が生じた年

度に損金算入することができ
ます。

別表7(1)には、繰越欠損金の発生事業年度ごとの残高が記載されています。

この制度では、繰越欠損金のうち最も古い事業年度に発生したものを順次控除され、繰越期間内に控除しきれなかった繰越欠損金は切り捨てられることとなります。

この制度が適用できるのは、2018年4月以後に開始する事業年度より繰越期間10年で、それ以前は9年です。

繰越欠損金のある会社は、過去に赤字を計上した会社ですが、現在が黒字化していれば、必ずしもマイナス評価する必要はありません。

なぜなら、繰越欠損金を控除できている間は、法人税がかからず、営業活動キャッシュフローを増やすことができるからです。

実際、将来の利益を予想したうえで、役員退職金や固定資産売却損の計上で、会社を赤字にし、欠損金の有効活用を狙う企業は少なくありません。

5 別表1のチェックポイント

別表1には企業の基本的な情報が記載されていますが、決算分析でチェックするのは、おもに次の点です。

① 税務署の受付印

法人税申告書を税務署に提出した際にもらうことができる税務署受付印を確認します。電子申請の場合は、「メール詳細」を確認します。

その際、申告書の提出日をみて、期限が守られているかどうか

図表5-10 別表7(1)の例

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書		事業年度	31・4・1 1・3・31	法人名	株式会社〇〇〇
控除前所得金額 (別表四(2)の(1)～(4)又は(7)～(9)又は(21))	3,107,434	円所得金額控除限度額 (1) × 30又は100 100		3,107,434	円
事業年度区分	控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額	繰越額	
	3	4	5		
青色欠損・繰越みなし欠損・災害損失					
青色欠損・繰越みなし欠損・災害損失					
青色欠損・繰越みなし欠損・災害損失					
29・4・1 30・3・31 青色欠損・繰越みなし欠損・災害損失	2,110,000	2,110,000		0	
青色欠損・繰越みなし欠損・災害損失					
計	2,110,000	2,110,000		0	

繰越期間を過ぎると使えなくなるので発生事業年度に注意する

当期の控除額。別表4で損金算入され、所得金額を減らす

欠損金を当期の所得で控除しきれなかった場合は、繰越額が記入される

かもチェックします。

② 税理士法30条の書面提出

税理士法30条の書面とは、決算書に添付される税務代理権限証書（納税者から税理士への委任状）のことです。後述する33条2と異なり、この欄はマルがついているのがむしろ普通という印象です。

③ 税理士法33条2の書面提出

税理士が相談に応じた内容や審査した事項をまとめた書類を国税当局に提出するものです。税理士も一定のリスクを負うことから、この欄にマルがついている場合、決算書の信頼性は高いと考えられます。

④ 所得金額又は欠損金額

別表4で計算した所得金額との整合性をチェッ

図表5-11 別表1の例（上段）

令和 年 月 日 税務署長殿	法人区分	青色申告 一連番号	別表1 各事業年度の所得に係る申告書 1内国法人
納税地	事業種目	税務番号	
フリガナ 電話() -	事業年度	事務年度	
法人名	同非区分	売上金額	
法人番号	同非区分	申告年月日	
フリガナ 代表者 記名印	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日	
代表者 住所	添付書類	申告区分	
平成・令和 年 月 日	事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 (お明細書の場合、平成・令和 年 月 日)	申告書 申告書	
平成・令和 年 月 日		税金計算 送付票等	
		総務課 税理士法第30条 の書面提出有	
		総務課 税理士法第33条 の書面提出有	

① 税務署の受付印

② 税理士法30条の書面提出

③ 税理士法33条2の書面提出

クします。

⑤ 法人税額・地方法人税額

法人税額の計算は別表1の次葉で行なわれるので、計算内容を確認します。

⑥ 差引確定法人税額・地方法人税額

この申告書で確定した納付すべき法人税額です。別表5(2)の当期発生額と一致します。

⑦ 翌期に繰り越す欠損金

繰越欠損金の残高（まだ使い切っていない金額）が表記されます。別表7(1)の翌期繰越額と一致します。

図表5-12 別表1の例（中・下段）

別表4の所得金額を転記

所得金額又は欠損金額 (別表4の1の1)	1	④	控除税額の部 別表6の6の3	17	
法人税額 (53+54+55)	2	⑤	外国税額 別表6の20	18	
法人税額の特別控除額 (別表6の4)	3		計 (17+18)	19	
差引法人税額 (2-3)	4	別表1次葉で計算	控除した金額 (13)	20	
取得経理に基づき過大申告の 法人税額に相当する金額 (別表6の5)	5		控除しきれなかった金額 (19-20)	21	
上記控除後の税額 同上に対する税額 (22-23)	6	000	上進繰越税額 (別表6の27)	22	0
課税関係金額 (別表6の11)	7	000	同上 (別表6の28)	23	0
同上に対する税額 (別表6の8)	8	000	同 (別表6の23)	24	00
法人税額 (1+5+17+19)	9	000	この申告書による 所得税額の定額 (21)	25	
取得経理に基づく過大申告の 法人税額に相当する金額 (別表6の5)	10		中間納付額 (15+14)	26	
取得経理に基づく過大申告の 法人税額に相当する金額 (別表6の5)	11		欠損金の繰戻しに よる戻付請求税額	27	
控除税額 (9-11)	12		計 (25+26+27)	28	
差引税額 (10-11)	13	納付すべき法人税	この申告書の 所得税額 (28)	29	
中間申告分の法人税額 (14)	14	00	この申告書の 所得税額 (28)	30	翌期へ繰り越す欠損金
中間申告分の法人税額 (15)	15	00	控除税額 (12)	31	
繰越欠損金 (16)	16	⑥	控除税額 (12)	32	⑦
繰越欠損金 (17)	17		この申告による 所得税額 (15+14)	33	
繰越欠損金 (18)	18		この申告書の 所得税額 (28)	34	
繰越欠損金 (19)	19		この申告書の 所得税額 (28)	35	
繰越欠損金 (20)	20	000	この申告書の 所得税額 (28)	36	別表5(2)当期発生税額 法人税及び地方法人税 と一致
繰越欠損金 (21)	21	000	この申告書の 所得税額 (28)	37	000
繰越欠損金 (22)	22	000	この申告書の 所得税額 (28)	38	000
繰越欠損金 (23)	23	000	この申告書の 所得税額 (28)	39	000
繰越欠損金 (24)	24	000	この申告書の 所得税額 (28)	40	000
繰越欠損金 (25)	25	000	この申告書の 所得税額 (28)	41	000
繰越欠損金 (26)	26	000	この申告書の 所得税額 (28)	42	000
繰越欠損金 (27)	27	000	この申告書の 所得税額 (28)	43	000
繰越欠損金 (28)	28	000	この申告書の 所得税額 (28)	44	000

6 別表5(1)のチェックポイント

別表5(1)は、税務上の純資産が記載される書類です。少々難解ですが、別表4と同様、企業の実力が表われる資料です。

上段にある「I 利益積立金額の計算に関する明細書」の利益積立金額とは、B/Sの利益剰余金を税法の考え方で調整した「税務上の利益剰余金（内部留保額）」です。

B/Sの利益剰余金に、別表4の調整額（留保額）を加算・減算し、納税充当金（会計上の未払法人税等）を加算、未納法人税等（法人税と住民税の期末未納税額）を減算して算出します。

たとえば、P/Lで耐用年数に基づく金額を上回る減価償却費（減価償却超過額）を計上した会社は、B/Sの利益剰余金が、税務上の本来の金額より小さい金額になっています。

減価償却超過額は税務上、損金にならないので、別表5では、B/Sの利益剰余金に別表4の減価償却超過額（留保）を加算して調整します。

「II 資本金等の額の計算に関する明細書」には、資本金と資本剰余金の増減が記載されます。

別表5(1)のチェックポイントは以下のとおりです。

- ① 利益積立金と利益剰余金（B/S）の比較
 - 利益積立金額は内部留保の程度を表わします。B/Sの利益剰余金を上回る額が大きい会社ほど、保守的な会計を行っており、財務内容のよい会

社と考えることができます。

また、利益積立金は会計方針に左右されないことから、他社との比較分析を行なうのにも使えます。

② B/Sとの整合性

B/Sの利益剰余金（利益準備金、別途積立金、繰越利益剰余金）と別表5(1)の記載金額が一致しているかどうかをチェックします。また、資本金、資本準備金等も同様にチェックします。

③ 前年数値との整合性

別表5(1)の左列「期首現在」に記載されている数値と、前期の決算書の右列「差引翌期首現在」の数値が一致しているかを確認します。

一致しない場合は、決算を粉飾した、税務調査を受けて修正申告した、などが考えられます。

図表5-13 別表5(1)はどこをみるか

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書		事業年度	31・4・1 1・3・31	法人名	株式会社×××	別表五(一) 平二一・四・一以後終了事業年度分
I 利益積立金額の計算に関する明細書						
区 分	期首現在 利益積立金額 ①	当 期 の 増 減 ②	増 減 ③	差引翌期首現在 利益積立金額 ①-②+③		
利 益 準 備 金	1	1,300,000 円			1,300,000 円	
積 立 金	2	6,000,000			6,000,000	
減価償却超過額	3		350,000		350,000	
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
繰越利益金(損は赤)	26	1,000,000	1,000,000	3,500,000	3,500,000	
納 税 充 当 金	27	50,000	50,000	300,000	300,000	
未払法人税等(繰越控除額を除く)	28	△	△	150,000	150,000	
未納法人税及び未納地方税(均等割額を含む)	29	△	△	30,000	30,000	
未納道府県民税(均等割額を含む)	29	△	△	30,000	30,000	
未納市町村民税(均等割額を含む)	30	△	△	70,000	70,000	
差 引 合 計 額	31	8,250,000	950,000	3,550,000	3,550,000	
II 資本金等の額の計算に関する明細書						
区 分	期首現在 資本金等の額 ①	当 期 の 増 減 ②	増 減 ③	差引翌期首現在 資本金等の額 ①-②+③		
資 本 金 又 は 出 資 金	32	10,000,000 円		10,000,000 円		
資 本 準 備 金	33					
	34					
	35					
差 引 合 計 額	36	10,000,000		10,000,000		

7 別表5(2)のチェックポイント

この表ではまず税金の滞納がないことを確認します。図表5-14は法人税を滞納している状態です。

税金を期限までに納めている会社は、期末現在未納付額は、当期分確定を除き、空欄になります。

また、別表5(2)と別表6(1)を使って、損益計算書の「法人税等」との整合性を確認することができます(次図図表5-15)。

法人税等が、税引前利益などと比較して、不自然な数値になっている場合に、このチェックが役に立ちます。

図表5-14 法人税の滞納をつかむ

租税公課の納付状況等に関する明細書		事業年度	31・4・1 1・3・31	法人名	株式会社△△△	別表五(二) 平二一・四・一以後終了事業年度分
税 目 及 び 平 成 年 度	期首現在 未納税額 ①	当期発生税額 ②	当 期 中 の 納 付 税 額 支払取崩し による納付 ③	返戻経理に よる納付 ④	損益計算書に よる納付 ⑤	期末現在 未納税額 ①-②+③-④+⑤
法人税及び地方法人税	平成31・4・1 令和1・3・31	1	6,789,013 円	785 円		6,788,228 円
当 期 中	2					
当 期 分	3					
計	4					
	5					
	6					
	7					
道府県民税	8					
当 期 中	9					
当 期 分	10					
計	11					
	12					
市 町 村	13					
当 期 中	14					

図表5-15 P/Lの「法人税等」との整合確認

租税公課の納付状況等に関する明細書		事業年度	法人名
目次	1	2	3
法人税及び地方税法	4	5	6
当期中	7	8	9
計	10	11	12
道府県	13	14	15
当期中	16	17	18
計	19	20	21
市	22	23	24
当期中	25	26	27
計	28	29	30
町	31	32	33
当期中	34	35	36
計	37	38	39
村	40	41	42
当期中	43	44	45
計	46	47	48
支庁	49	50	51
当期中	52	53	54
計	55	56	57
国	58	59	60
当期中	61	62	63
計	64	65	66
地方	67	68	69
当期中	70	71	72
計	73	74	75
国	76	77	78
当期中	79	80	81
計	82	83	84
地方	85	86	87
当期中	88	89	90
計	91	92	93
国	94	95	96
当期中	97	98	99
計	100	101	102
地方	103	104	105
当期中	106	107	108
計	109	110	111
国	112	113	114
当期中	115	116	117
計	118	119	120
地方	121	122	123
当期中	124	125	126
計	127	128	129
国	130	131	132
当期中	133	134	135
計	136	137	138
地方	139	140	141
当期中	142	143	144
計	145	146	147
国	148	149	150
当期中	151	152	153
計	154	155	156
地方	157	158	159
当期中	160	161	162
計	163	164	165
国	166	167	168
当期中	169	170	171
計	172	173	174
地方	175	176	177
当期中	178	179	180
計	181	182	183
国	184	185	186
当期中	187	188	189
計	190	191	192
地方	193	194	195
当期中	196	197	198
計	199	200	201
国	202	203	204
当期中	205	206	207
計	208	209	210
地方	211	212	213
当期中	214	215	216
計	217	218	219
国	220	221	222
当期中	223	224	225
計	226	227	228
地方	229	230	231
当期中	232	233	234
計	235	236	237
国	238	239	240
当期中	241	242	243
計	244	245	246
地方	247	248	249
当期中	250	251	252
計	253	254	255
国	256	257	258
当期中	259	260	261
計	262	263	264
地方	265	266	267
当期中	268	269	270
計	271	272	273
国	274	275	276
当期中	277	278	279
計	280	281	282
地方	283	284	285
当期中	286	287	288
計	289	290	291
国	292	293	294
当期中	295	296	297
計	298	299	300
地方	301	302	303
当期中	304	305	306
計	307	308	309
国	310	311	312
当期中	313	314	315
計	316	317	318
地方	319	320	321
当期中	322	323	324
計	325	326	327
国	328	329	330
当期中	331	332	333
計	334	335	336
地方	337	338	339
当期中	340	341	342
計	343	344	345
国	346	347	348
当期中	349	350	351
計	352	353	354
地方	355	356	357
当期中	358	359	360
計	361	362	363
国	364	365	366
当期中	367	368	369
計	370	371	372
地方	373	374	375
当期中	376	377	378
計	379	380	381
国	382	383	384
当期中	385	386	387
計	388	389	390
地方	391	392	393
当期中	394	395	396
計	397	398	399
国	400	401	402
当期中	403	404	405
計	406	407	408
地方	409	410	411
当期中	412	413	414
計	415	416	417
国	418	419	420
当期中	421	422	423
計	424	425	426
地方	427	428	429
当期中	430	431	432
計	433	434	435
国	436	437	438
当期中	439	440	441
計	442	443	444
地方	445	446	447
当期中	448	449	450
計	451	452	453
国	454	455	456
当期中	457	458	459
計	460	461	462
地方	463	464	465
当期中	466	467	468
計	469	470	471
国	472	473	474
当期中	475	476	477
計	478	479	480
地方	481	482	483
当期中	484	485	486
計	487	488	489
国	490	491	492
当期中	493	494	495
計	496	497	498
地方	499	500	501
当期中	502	503	504
計	505	506	507
国	508	509	510
当期中	511	512	513
計	514	515	516
地方	517	518	519
当期中	520	521	522
計	523	524	525
国	526	527	528
当期中	529	530	531
計	532	533	534
地方	535	536	537
当期中	538	539	540
計	541	542	543
国	544	545	546
当期中	547	548	549
計	550	551	552
地方	553	554	555
当期中	556	557	558
計	559	560	561
国	562	563	564
当期中	565	566	567
計	568	569	570
地方	571	572	573
当期中	574	575	576
計	577	578	579
国	580	581	582
当期中	583	584	585
計	586	587	588
地方	589	590	591
当期中	592	593	594
計	595	596	597
国	598	599	600
当期中	601	602	603
計	604	605	606
地方	607	608	609
当期中	610	611	612
計	613	614	615
国	616	617	618
当期中	619	620	621
計	622	623	624
地方	625	626	627
当期中	628	629	630
計	631	632	633
国	634	635	636
当期中	637	638	639
計	640	641	642
地方	643	644	645
当期中	646	647	648
計	649	650	651
国	652	653	654
当期中	655	656	657
計	658	659	660
地方	661	662	663
当期中	664	665	666
計	667	668	669
国	670	671	672
当期中	673	674	675
計	676	677	678
地方	679	680	681
当期中	682	683	684
計	685	686	687
国	688	689	690
当期中	691	692	693
計	694	695	696
地方	697	698	699
当期中	700	701	702
計	703	704	705
国	706	707	708
当期中	709	710	711
計	712	713	714
地方	715	716	717
当期中	718	719	720
計	721	722	723
国	724	725	726
当期中	727	728	729
計	730	731	732
地方	733	734	735
当期中	736	737	738
計	739	740	741
国	742	743	744
当期中	745	746	747
計	748	749	750
地方	751	752	753
当期中	754	755	756
計	757	758	759
国	760	761	762
当期中	763	764	765
計	766	767	768
地方	769	770	771
当期中	772	773	774
計	775	776	777
国	778	779	780
当期中	781	782	783
計	784	785	786
地方	787	788	789
当期中	790	791	792
計	793	794	795
国	796	797	798
当期中	799	800	801
計	802	803	804
地方	805	806	807
当期中	808	809	810
計	811	812	813
国	814	815	816
当期中	817	818	819
計	820	821	822
地方	823	824	825
当期中	826	827	828
計	829	830	831
国	832	833	834
当期中	835	836	837
計	838	839	840
地方	841	842	843
当期中	844	845	846
計	847	848	849
国	850	851	852
当期中	853	854	855
計	856	857	858
地方	859	860	861
当期中	862	863	864
計	865	866	867
国	868	869	870
当期中	871	872	873
計	874	875	876
地方	877	878	879
当期中	880	881	882
計	883	884	885
国	886	887	888
当期中	889	890	891
計	892	893	894
地方	895	896	